

コンゴ民主共和国による日本産食品の輸入規制の撤廃について  
～東日本大震災関連～

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生により、コンゴ民主共和国向けに輸出される全ての日本産食品及び農業加工品について、放射性物質検査証明書が求められていましたが、コンゴ民主共和国政府から、当該規制を6月7日付けで撤廃した旨が日本政府に通知されましたので、お知らせいたします。

これにより、福島第一原子力発電所事故に伴い輸入規制を設けている国・地域のは事故後の54から22に減少しました。

上記規制の撤廃を含む諸外国・地域の規制内容は、以下のとおり農林水産省のホームページに掲載しています。

[http://www.maff.go.jp/j/export/e\\_info/pdf/kisei\\_all\\_190607.pdf](http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kisei_all_190607.pdf)

「諸外国・地域の規制措置（令和元年6月7日現在）」

（参考1）撤廃前のコンゴ民主共和国による日本産食品の輸入規制の概要

地域	対象品目	規制内容
47 都道府県	全ての食品及び農業加工品	放射性物質検査証明書の添付

（参考2）平成30年のコンゴ民主共和国向け食品・農林水産物の輸出額

1.4億円（米（援助米））、世界第79位

出典：財務省貿易統計

お問合せ先  
食料産業局 輸出促進課  
担当者：横田、白勢  
代表：03-3502-8111（内線4309）  
ダイヤルイン：03-6744-2061  
FAX：03-6738-6475